

福島県（避難指示区域外）で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、平成23年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥して、平成23年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

営業損害 金2,407,975円

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目及び損害期間についての和解金として、金2,407,975円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月14日